

新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
1	第1編 共通編	第1編 共通編			
2	第1章 総則	第1章 総則			
3	第1節 総則	第1節 総則			
4	1-1-1-19 建設副産物	1-1-1-19 建設副産物			
5	9.建設副産物情報交換システム	9.建設副産物情報交換システム			
6	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、 建設発生土 を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。			○
7	1-1-1-24 施工管理	1-1-1-24 施工管理			
8		10.工事情報共有化(適用除外)			
9		11.不具合等発生時の措置			
10		受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。	○		
11	1-1-1-31 環境対策	1-1-1-31 環境対策			
12	6.排出ガス対策型建設機械	6.排出ガス対策型建設機械			
13	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。			○
14	9.特定調達品目	9.特定調達品目			
15	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。			○

新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
16	1-1-1-33 交通安全管理	1-1-1-33 交通安全管理			
17	5.交通安全法令の遵守	5.交通安全法令の遵守			
18	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。			○
19	14.通行許可	14.通行許可			
20	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和2年6月改正政令第181号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和2年6月改正法律第52号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和3年6月改正政令第172号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和2年6月改正法律第52号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。			○
21	1-1-1-35 諸法令の遵守	1-1-1-35 諸法令の遵守			
22	1.諸法令の遵守	1.諸法令の遵守			
23	(2)建設業法(令和元年6月改正 法律第37号)	(2)建設業法(令和3年5月改正 法律第48号)			○
24	(8)雇用保険法(令和2年6月改正 法律第54号)	(8)雇用保険法(令和3年6月改正 法律第58号)			○
25	(10)健康保険法(令和2年6月改正 法律第52号)	(10)健康保険法(令和3年6月改正 法律第66号)			○
26	(13)出入国管理及び難民認定法(令和元年12月改正 法律第63号)	(13)出入国管理及び難民認定法(令和3年6月改正 法律第69号)			○
27	(14)道路法(令和2年6月改正 法律第49号)	(14)道路法(令和3年3月改正 法律第9号)			○
28	(17)道路運送車両法(令和2年3月改正 法律第5号)	(17)道路運送車両法(令和3年5月改正 法律第37号)			○
29	(20)河川法(平成29年6月改正 法律第45号)	(20)河川法(令和3年5月改正 法律第31号)			○
30	(23)港則法(平成29年6月改正 法律第55号)	(23)港則法(令和3年6月改正 法律第53号)			○
31	(25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)	(25)下水道法(令和3年5月改正 法律第31号)			○
32	(26)航空法(令和2年6月改正 法律第61号)	(26)航空法(令和3年6月改正 法律第65号)			○
33	(30)環境基本法(平成30年6月改正 法律第50号)	(30)環境基本法(令和3年5月改正 法律第36号)			○
34	(38)文化財保護法(令和2年6月改正 法律第41号)	(38)文化財保護法(令和3年4月改正 法律第22号)			○
35	(41)消防法(平成30年6月改正 法律第43号)	(41)消防法(令和3年5月改正 法律第36号)			○
36	(43)建築基準法(令和2年6月改正 法律第43号)	(43)建築基準法(令和3年5月改正 法律第44号)			○
37	(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)	(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)			○
38	(48)海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)	(48)海上交通安全法(令和3年6月改正 法律第53号)			○
39	(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和元年5月改正法律第18号)	(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和3年5月改正法律第43号)			○
40	(51)船員法(平成30年6月改正 法律第41号)	(51)船員法(令和3年6月改正 法律第75号)			○
41	(53)船舶安全法(平成29年5月改正 法律第41号)	(53)船舶安全法(令和3年5月改正 法律第43号)			○
42	(55)自然公園法(令和元年6月改正 法律第37号)	(55)自然公園法(令和3年5月改正 法律第29号)			○
43	(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)	(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)			○

新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
44	(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号)	(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号)			○
45	(60)漁業法(令和元年5月改正 法律第1号)	(60)漁業法(令和3年5月改正 法律第47号)			○
46	(63)厚生年金保険法(令和2年6月改正 法律第40号)	(63)厚生年金保険法(令和3年6月改正 法律第66号)			○
47	(64)航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)	(64)航路標識法(令和3年6月改正 法律第53号)			○
48	(68)所得税法(令和2年3月改正 法律第8号)	(68)所得税法(令和3年5月改正 法律第37号)			○
49	(70)船員保険法(令和2年6月改正 法律第52号)	(70)船員保険法(令和3年6月改正 法律第66号)			○
50	(71)著作権法(令和2年6月改正 法律第48号)	(71)著作権法(令和3年6月改正 法律第52号)			○
51	(72)電波法(令和2年4月改正 法律第23号)	(72)電波法(令和3年3月改正 法律第19号)			○
52	(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和2年3月改正 法律第14号)	(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和3年6月改正 法律第58号)			○
53	(80)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)	(80)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)			○
54	1-1-1-40 特許権等	1-1-1-40 特許権等			
55	3. 著作権法に規定される著作物	3. 著作権法に規定される著作物			
56	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成30年7月改正 法律第72号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。			○
57	1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償	1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償			
58	4.補償	4.法定外の労災保険の付保	○		
59		受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。	○		
60	5.建設業退職金共済制度の履行	5.補償			
61		6.建設業退職金共済制度の履行			

新旧対照表

第1編 共通編 第2章 土工

No	条文				新規	削除	改訂			
	旧・条文構成(令和4年4月)		新・条文構成(令和5年4月)							
1	第1編 共通編									
2	第2章 土工									
3	第4節 道路土工									
4	1-2-4-1 一般事項									
5	17.伐開除根作業範囲									
6	表1-2-3 伐開除根作業		表1-2-3 伐開除根作業				○			
		種 別				種 別				
	区 分	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木	区 分	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
	盛土高1mを 越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左	盛土高1mを 越える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
	盛土高1m以下 の場合	根からすきとる	＃	抜根除去	＃	盛土高1m以下 の場合	根からすきとる	＃	＃	＃

新旧対照表 第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
1	第1編 共通編	第1編 共通編			
2	第3章 無筋・鉄筋コンクリート	第3章 無筋・鉄筋コンクリート			
3	第5節 現場練りコンクリート	第5節 運搬・打設			
4	1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ	1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ			
5	3.練混ぜ	3.練混ぜ			
6	(2)受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	(2)受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。			○
7	第6節 運搬・打設	第6節 運搬・打設			
8	1-3-6-5 締固め	1-3-6-5 締固め			
9		4.狭隘・過密鉄筋箇所における締固め			
10		狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法(使用器具や施工方法)を施工計画書に記載しなければならない。	○		

新旧対照表 第2編材料編 第2章 土木工事材料

No	条文		新規	削除	改訂																												
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)																															
1	第2編 材料編	第2編 材料編																															
2	第2章 土木工事材料	第2章 土木工事材料																															
3	第8節 瀝青材料	第8節 瀝青材料																															
4	2-2-8-3 再生用添加剤	2-2-8-3 再生用添加剤																															
5	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年4月改正政令第148号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年12月改正政令第34号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。			○																												
6	<p>表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度(80℃) mm²/S</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(80℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成(石油学会法JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p>	項目	標準的性状	動粘度(80℃) mm ² /S	80~1,000	引火点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比(80℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密度(15℃) g/cm ³	報告	組成(石油学会法JPI-5S-70-10)	報告	<p>表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度(80℃) mm²/S</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(80℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成(石油学会法JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p>	項目	標準的性状	動粘度(80℃) mm ² /S	80~1,000	引火点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比(80℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密度(15℃) g/cm ³	報告	組成(石油学会法JPI-5S-70-10)	報告			○
項目	標準的性状																																
動粘度(80℃) mm ² /S	80~1,000																																
引火点 ℃	250以上																																
薄膜加熱後の粘度比(80℃)	2以下																																
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																
密度(15℃) g/cm ³	報告																																
組成(石油学会法JPI-5S-70-10)	報告																																
項目	標準的性状																																
動粘度(80℃) mm ² /S	80~1,000																																
引火点 ℃	250以上																																
薄膜加熱後の粘度比(80℃)	2以下																																
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																
密度(15℃) g/cm ³	報告																																
組成(石油学会法JPI-5S-70-10)	報告																																
7	第12節 道路標識及び区画線	第12節 道路標識及び区画線																															
8	2-2-12-1 道路標識	2-2-12-1 道路標識																															
9	JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板)	JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯)			○																												
10	2-2-13-2 合成樹脂製品	2-2-13-2 合成樹脂製品																															
11	JIS C 8430(硬質塩化ビニル電線管)	JIS C 8430(硬質ポリ塩化ビニル電線管)			○																												

新旧対照表 第3編 土木工事共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂																														
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)																																	
1	第3編 土木工事共通編																																		
2	第1章 総 則																																		
3	第1節 総 則																																		
4	3-1-1-4																																		
5	7.段階確認の臨場																																		
6	<table border="1"> <tr> <td>ポストテンションT(1)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工 トンネル掘削工</td> <td></td> <td>プレストレスト導入完了時 横組の作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組の作業完了時 PC鋼橋・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ポストテンションT(1)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工 トンネル掘削工		プレストレスト導入完了時 横組の作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組の作業完了時 PC鋼橋・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)						土(岩)質の変化した時				<table border="1"> <tr> <td>ポストテンションT(1)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工</td> <td></td> <td>プレストレスト導入完了時 横組の作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組の作業完了時 PC鋼橋・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ポストテンションT(1)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横組の作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組の作業完了時 PC鋼橋・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)						鉄筋組立て完了時						土(岩)質の変化した時						○
ポストテンションT(1)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工 トンネル掘削工		プレストレスト導入完了時 横組の作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組の作業完了時 PC鋼橋・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)																																	
		土(岩)質の変化した時																																	
ポストテンションT(1)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横組の作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組の作業完了時 PC鋼橋・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)																																	
		鉄筋組立て完了時																																	
		土(岩)質の変化した時																																	

新旧対照表第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
1	第3編 土木工事共通編	第3編 土木工事共通編			
2	第2章 一般施工	第2章 一般施工			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ポラードの設置便覧(令和3年3月)			○
5	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)			○
6	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)			○
7	第3節 共通の工程	第3節 共通の工程			
8	3-2-3-2 材料	3-2-3-2 材料			
9	4.路側防護柵工の材料	4.路側防護柵工の材料			
10	(7)鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。	(7)以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする			○
11	①海岸に近接し、潮風が強く当たる場所	①凍結防止材を散布する区間			○
12	②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所	②交通量が非常に多い期間			○
13	③路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	③海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)			○
14		④温泉地帯など			○
15		⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所			○
16	5.亜鉛メッキ地肌のままの材料	5.亜鉛メッキ地肌のままの材料			
17	(2)受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)の550g/m ² (片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく2種(HDZ35)350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。	(2)受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JISH 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく(HDZT49)の49μm(膜厚)以上としなければならない。			○
18	6.視線誘導標の形状及び性能	6.視線誘導標の形状及び性能			
19	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m ² (片面の付着量)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT49)の49μm(膜厚)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。			○
20	3-2-3-6 小型標識工	3-2-3-6 小型標識工			
21	15.溶融亜鉛めっきの基準	15.溶融亜鉛めっきの基準			
22	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)550g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450g/m ² 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZT63)63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については(HDZT49)49μm(膜厚)以上としなければならない。			○
23	3-2-3-7 防止柵工	3-2-3-7 防止柵工			
24	3.亜鉛めっき地肌の基準	3.亜鉛めっき地肌の基準			
25	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m ² (片面付着量)以上となるよう施工しなければならない。	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT49)の49μm(膜厚)以上となるよう施工しなければならない。			○

新旧対照表第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
26	3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	3-2-3-15 PCホロースラブ製作工			
27	1.円筒型枠の施工	1.円筒型枠の施工			
28	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。			○
29	3-2-3-25 銘板工	3-2-3-25 銘板工			
30	3.橋歴板記載事項	3.橋歴板記載事項			
31	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完了年月を記入しなければならない。			○
32	3-2-4-4 規制杭工				
33	13. 既製コンクリート杭の施工	13. 既製コンクリート杭の施工			
34	(1)受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規格によらなければならない。	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規格によらなければならない。			○
35	(2)受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	(2)受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。			○
36	(3)受注者は、杭の継手はJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	(3)受注者は、杭の継手はJIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。			○
37	14.杭支持層の確認・記録	14.杭支持層の確認・記録			
38	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。			○
39	3-2-6-6 橋面防水工	3-2-6-6 橋面防水工			
40	4. 橋面防水工の施工	4. 橋面防水工の施工			
41	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
42	3-2-7-5 パイルネット工	3-2-7-5 パイルネット工			
43	4.既製コンクリート杭の規定	4.既製コンクリート杭の規定			
44	① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	①受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。			○
45	②受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	②受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。			○
46	③受注者は、杭の継手は JIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。	③受注者は、杭の継手はJIS A 7201(既製コンクリートくいの施工標準)の規定による。			○
47	3-2-10-16 トンネル仮設備工	3-2-10-16 トンネル仮設備工			
48	9. 集じん装置の設置	9. 集じん装置の設置			
49	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル(吸入性)粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。			○

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
50	10. 換気等の効果確認	10. 換気等の効果確認			
51	<p>受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/mm³以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m³を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m³以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m³を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p>			○
52	3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工			
53	1.製作加工	1.製作加工			
54	<p>受注者は、めっきの付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)の550g/m²(片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく2種(HDZ35)の350g/m²(片面の付着量)以上としなければならない。</p>	<p>受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく(HDZT49)の49μm(膜厚)以上としなければならない。</p>			○

新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
1	第5編 公園・緑地 編	第5編 公園・緑地 編			
2	第1章 公園・緑地	第1章 公園・緑地			
3	第1節 適用	第1節 適用			
4	1.適用工種	1.適用工種			
5	<p>本章は、公園・緑地工事における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、公園施設等撤去・移設工、植栽工、移植工、樹木整姿工、芝生給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、自然育成施設工、自然育成植栽工及び運動施設におけるグラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンドコート施設整備工、その他これらに類する工種について適用する。</p>	<p>本章は、公園・緑地工事における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、コンクリート工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、公園施設等撤去・移設工、植栽工、移植工、植栽基盤改良工、樹木整姿工、樹木育成工、芝生地育成工、樹木冬期対策工、発生材等処理工、芝生給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、グラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンドコート施設整備工、自然育成施設工その他これらに類する工種について適用する。</p>			○

新旧対照表

第6編 河川編 第3章 樋門・樋管

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第3章 樋門・樋管	第3章 樋門・樋管			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和元年7月)	国土交通省 河川砂防技術基準(令和3年4月)			○
5	国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和2年3月)	国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和3年3月)			○
6	国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和元年10月)	国土交通省 機械工事施工管理基準(案)(令和3年3月)			○

新旧対照表

第6編 河川編 第4章 水門

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第4章 水門	第4章 水門			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	国土交通省 機械工事施工管理基準(案)(令和元年10月)	国土交通省 機械工事施工管理基準(案)(令和3年3月)			○
5	国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説(平成22年4月)	国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説(令和3年2月)			○

新旧対照表

第6編 河川編 第5章 堰

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第5章 堰	第5章 堰			
3	第1節 適用	第1節 適用			
4	5.適用規定(3)	5.適用規定(3)			
5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和2年3月)の規定による。	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和3年3月)の規定による。			○

新旧対照表

第6編 河川編 第8章 河川維持

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第8章 河川維持	第8章 河川維持			
3	第7節 路面補修工	第7節 路面補修工			
4	6-8-7-2 材料	6-8-7-2 材料			
5	3.クラック防止シート	3.クラック防止シート			
6	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に 設計図書 に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に 使用材料 に関して監督職員の承諾を得なければならない。			○

新旧対照表

第10編道路編 第2章 舗装

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第2章 舗装	第2章 舗装			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ ポラードの設置便覧(令和3年3月)			○
5		日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック(令和3年3月)			○
6		日本道路協会 舗装種別選定の手引き(令和3年12月)			○
7	10-2-8-1 一般事項	10-2-8-1 一般事項			
8	3.適用規定	3.適用規定			
9	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工」(日本道路協会、平成28年12月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／ ポラードの設置便覧 4-1. 施工」(日本道路協会、 令和3年3月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○

新 旧 対 照 表 第10編道路編 第4章 鋼橋上部

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
1	第10編 道路 編	第10編 道路 編			
2	第4章 鋼橋上部	第4章 鋼橋上部			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧(昭和55年8月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧(令和2年9月)			○
5	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ポラードの設置便覧(令和3年3月)			○
6	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集(平成3年7月)			○	
7	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針(平成14年3月)	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧(令和2年9月)			○
8		日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧(昭和45年4月)	○		
9		日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説(昭和59年4月)	○		
10		日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年10月)	○		

新 旧 対 照 表 第10編道路編 第5章 コンクリート橋上部

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
1	第10編 道路 編	第10編 道路 編			
2	第5章 コンクリート橋上部	第5章 コンクリート橋上部			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4		日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧(昭和45年4月)	○		
5		日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説(昭和59年4月)	○		
6		日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年10月)	○		

新旧対照表 第10編道路編 第6章トンネル(NATM)

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和4年4月)	新・条文構成(令和5年4月)			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第6章 トンネル(NATM)	第6章 トンネル(NATM)			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及びび粉じん等の測定)(平成24年3月)	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及びび粉じん等の測定)(令和3年4月)			○